

広島県告示第三百六十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第四項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

| 氏名又は名称 | 住 所 | 賃借権の設定等を受ける者 | 面 積（㎡） |
|---------------------|---------------------------|------------------------------------|-------------|
| 農事組合法人徳永郷 | 尾道市御調町徳永 甲一六三番地 | 尾道市御調町徳永永 三番一ほか一筆 | 七八五 |
| 株式会社賀茂プロジェクト | 東広島市豊栄町清 武一五九五番地 | 東広島市豊栄町清武四七四 八番ほか二三筆 | 二二、四一一 |
| 川野 早苗 | 東広島市高屋町造 賀四四五〇番地 | 東広島市西条町吉行字行国 四七八番一ほか一七筆 | 二〇、八二五 |
| 清水 則雄 | 安芸高田市高宮町 原田二九八八番地 二 | 安芸高田市高宮町船木字石 原山三二五七番七六ほか五 筆 | 七、二五八 |
| 農事組合法人アグリテ ックあかや | 世羅郡世羅町大字 赤屋六七二番地一 | 世羅郡世羅町大字東上原字 栗政一〇八三番三ほか一三 一筆 | 三三四、六一 六 |
| 農事組合法人アグリテ ックあかや | 世羅郡世羅町大字 赤屋六七二番地一 | 世羅郡世羅町大字赤屋字大 迫七一九番一ほか五筆 | 一一、三三三 |
| 有美 | 世羅郡世羅町大字 本郷五二五番地 | 世羅郡世羅町大字本郷字犬 尾三四五番一ほか六一筆 | 九三、九五〇 |
| 木村 隆幸 | 世羅郡世羅町大字 赤屋七四五番地 | 世羅郡世羅町大字赤屋字岩 神三〇三番一ほか一〇筆 | 一六、四五八 |
| 農事組合法人聖の郷か わしり | 世羅郡世羅町大字 川尻八九八番地六 | 世羅郡世羅町大字川尻字下 川尻一五六四番六ほか一筆 | 三、〇九四 |
| 農事組合法人せら富士 屋 | 世羅郡世羅町大字 重永八五一番地一 | 世羅郡世羅町大字重永字寛 詰二七二番四 | 一、〇三五 |
| 農事組合法人黄金の里 井関 | 神石郡神石高原町 井関二〇三八番地 | 神石郡神石高原町井関二四 四五番四 | 二、七一五 |

二 認可年月日

平成二十九年六月二十七日